## 総合研究

教育と法研究会

第10回

## 私立学校における経営陣の内紛

星野 豊(筑波大学准教授)

学校法人である。学校法人である。

被告Y1学園の経営権を取得することになり、た学校法人である。平成4年秋頃、訴外A学院がY1学園の経営権を取得し、当時A学院の理事であった原告X1、原告X2、原告X3、原告X4及び訴外Bは、同年10月、Y1学園の理事に就任した。また、A学院の理事であった原告X5は、平成5年1月にY1学であった原告X5は、平成6年3月に一旦退任した後、平成7年4月に再度理事に就任した。平成10年秋頃ころ、訴外CゼミがA学院からY1学園の経営権を取得することになり、

同年11月2日、Y1学園の理事会において、11月2日、Y1学園の理事長選任決議」という)。では、以下、「本件退任」という)、Cゼミの取に(以下、「本件退任」という)、Cゼミの取に(以下、「本件理事選任決議」という)。そに、ソ1学園の理事に選任する旨の決議がされて、ソ1学園の理事会は、同年11月2日及で同年12月25日の両日、Y2を理事長に選任した(以下、「本件各理事長選任決議」という)。そした(以下、「本件各理事長選任決議」という)。

015号47頁を取り上げ、経営権をめぐる紛

東京高裁平成20年5月22日判決・判例時報2

しての理事の地位をめぐって紛争が生じた、

定できない。本稿では、私立学校の経営陣と

経営権をめぐる法的紛争が生ずる可能性も否

における裁量が広く認められているが、その

おいても学校運営においても、経営者の判断

私立学校は、国公立学校と比べて、教育に

争が学校教育に及ぼす恐れのある影響につい

て考えてみる。

(確約書)」と題する書面が取り交わされ(以には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。そして、同年10月頃には交渉を始めていた。

債総額について、債務引受をするものとする。 任する。② Y2は本日現在のY1学園の負 「① X1は、Y1学園の理事を、本日辞 Y3がいずれもY1学園の理事でないことの

Y1学園に対するA学院の債務保証を免責す理事の辞任と共に、免責するものとする。尚、③ 銀行借入に関する債務保証については、

った。
き負担していた連帯保証債務を免れていなか後も、Y1学園の金融機関に対する債務につしかしながら、X1ら及びA学院は、その

本件は、以上の経緯の下で、X1らがY1を園並びにY2及びY3に対し、本件理事選任決議に基づくX1らの本件退任は、X1らが当時Y1学園のために負担していた連帯保証債務を免れ、代わりにY2を中心とする新理事らがY1学園のために連帯保証債務を免れていないので、本件退任及び本件り、上記新理事らによって構成された本件各り、上記新理事らによって構成された本件各り、上記新理事らによって構成された本件各り、上記新理事らによって構成された本件各り、上記新理事らによって構成された本件各り、上記新理事らによって構成された本件各り、上記新理事らによって構成された本件各の下で、X1らがY1

選任決議がいずれも無効であることの確認、確認、③本件理事選任決議及び本件各理事長

なお、第一審では、以下の甲事件と乙事件

をそれぞれ求めた事案である。

事案である。

事件は、Y1学園が、X1ら4名に対し、 同人らが、①在任中である平成4年度から平 同人らが、①在任中である平成4年度から平 成9年度までの間、Y1学園の寄附行為によ り報酬を受けられない非常勤理事であったに を成立させ、合計約1億2000万円の損害 を成立させ、合計約1億2000万円の損害 を成立させ、合計約1億2000万円の損害 を成立させ、合計約1億2000万円の損害 を方えた、②平成9年9月頃、不当に高い代 を与えた、②平成9年9月頃、不当に高い代 を与えた、②平成9年9月頃、不当に高い代 を方約8900万円の損害を与えた、と主張 当分約8900万円の損害を与えた、と主張

の差額及び諸費用の合計約2億9650万円 に対し、同人らが、その在任中である平成9 に対し、同人らが、その在任中である平成9

づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めたの損害を与えた、と主張して、不法行為に基

を行うこととする。 本お、この甲事件と乙事件については、第 である東京地裁平成17年11月30日判決・ 平成44年(7)2140号ほか判例集未登載において、甲事件を一部認容し、乙事件を全部認 が成立し、訴訟が終了するに到っているため、 が成立し、訴訟が終了するに到っているため、 以下では専ら本件についてのみ、紹介・検討

## 2 裁判所の判断

し、X1らの請求を棄却した。 第一審である東京地裁は、次のように判断

「本件覚書に含まれている前記……の条項は、Y2が、Y1学園の経営権を取得した後は、Y2が、Y1学園の経営権を取得した後ののために負担していた保証債務を免れられるように、債権者である金融機関等に働きかけるなどの努力をすることを約する趣旨のものであったと認められる。」

しかしながら、「もともと、X1らが保証 債務を免れることができるか否かは、最終的 には、債権者である金融機関等の意向により 決せされるから、本件覚書は、X1らに保証 技術の免除という結果を保証したものではな く、前記……認定のとおり、Y2に対して、 X1らが保証債務を免れられるように努力する る義務を課したものにすぎないと認められ、 をまでも、不確実な将来に対する期待にすぎないと認められ、 ないと認められ、その後、結果として、その

請求は棄却されるべきである。 議の無効の主張、及び、同決議が無効である 議の無効の主張、及び、同決議が無効である

控訴審である東京高裁は、第一審判決を変更これに対して、X1らが控訴したところ、

関与することを受け入れる必要がある場合も

Y1学園の経営にその者が何らかの形で

力を取り付ければ良い(もとよりそのために

ような資力、信用力のある人物又は法人の協

あるとは認められず、要するに、Y2がその

により無効であるとした。及び本件各理事長選任決議は、X1らの錯誤し、次のように判示して、本件理事選任決議

「A学院やX1らの連帯保証債務を免れさせるか否かは、借り換えの方法によっても、 連帯保証人の交代の方法によっても、 最終的 には債権者である金融機関の意向により決せ られ、Y2らの意思のみで決定できることで られ、Y2らの意思のみで決定できることで りれ、Y2らの意思のみで決定できることで はない。しかし、債権者である金融機関が問 はない。しかし、債権者である金融機関が問 はない。しかし、債権者である金融機関が問 はない。しかし、債権者である金融機関が問 事業者の負担する債務額としては無理な金額 事業者の負担する債務額としては無理な金額

ると、連帯保証をしようとする者など皆無で行が要求されているわけではないことを考え保に供されており、また直ちに保証債務の履とはいえず、しかも、Y1学園の不動産が担事業者の負担する債務額としては無理な金額

誤を構成するとは認められない。」

期待が裏切られたとしても、それが直ちに錯

あろう。)のであり、その見込みがあるからこそ、Y2はY1学園の経営権の取得を決意し、本件覚書を作成したものと推認される。したがって、本件覚書中の「銀行借入に関する債務保証については、理事の辞任と共に、名賞院X1らが当時Y1学園のために負担していた連帯保証債務を免れられるように、債権者である金融機関等に働きかけるなどの努権者である金融機関等に働きかけるなどの努権者である金融機関等に働きかけるなどの努権者である金融機関等に働きかけるなどの努力をすることを約する趣旨のものであったに過ぎないと解釈するのは相当でない。」

## 教育 と 総合研究

それまでX1ら従前の理事全員及びA学院… 思表示を行った動機には錯誤があったと認め り、Y2には、従前の理事及びA学院の連帯 信用力をY2自身は持たず、そのような資力、 者である金融機関に承諾させるような資力、 …の連帯保証債務を免れさせることを、債権 あり、X1ら従前の理事全員が本件退任の意 保証債務を免れさせる力量がなかったもので していないこと……は前記認定のとおりであ 信用力のある第三者の協力を確保することも

渉の経緯、X1らの本件退任とY2、Y3ら 議が同じ日に行われたこと、本件理事選任決 事長選任がなされ、全員一致でY2がY1学 諾し、同日開催された理事会において本件理 をY1学園の理事に選任する本件理事選任決 形式上の相手方であるY1学園あるいは従前 合すると、X1らの上記のような動機は、法 園の理事長に選任されたことなどの事実を総 る理事らは同理事会終了後ただちに就任を承 て理事に選任されたY2、Y3をはじめとす 議及びその他の新たな理事の選任決議におい また、「本件覚書の作成を含む関係者の交

> の理事相互に対しても、実質的に見て譲渡契 認められる。」 側の関係者に対しても表示されていたものと 約の相手方であるY2及びY3をはじめY2

及びその他の新たな理事の選任決議は、錯誤 意思表示によって成立した本件理事選任決議 により無効である」。 従って、「X1ら従前の理事全員の賛成の

事長としてY1学園を代表して行った行為、 正当な理事が理事の定足数に足りない理事会 て念のため付言する。」 かとの見方も考えられるので、この点につい たことになり法的安定性を害するのではない の決議に基づいて行った行為の効力がなかっ 「以上の判断を前提とした場合、Y2が理

た行為にも何らの瑕疵はない。」

については同様に解すれば足りる。同人が校 選任も私法上の契約と解されるから、訴外D の追認により対応することができる。校長の 否定しようとする相手方に対してはY1学園 の準用等の表見法理により保護され、効力を ようとする相手方は民法109条の表見代理 教職員の雇用)等については、これを維持し 「まず、過去の私法上の契約(取引行為、

> 長として行った入学の許可、全課程の修了 効果を有する行為その他学校の内外で校長と する行為その他学校の内外で校長として行っ の認定、卒業証書の授与等公法上の効果を有 て行った入学の許可、全課程の修了(卒業) ると解するのが相当であり、同人が校長とし 響をも考慮すると、表見法理により保護され るから、校長の権限に基づく行為の社会的影 選任された者と信じていたことがうかがわれ 校長への選任についても、同人自身、適法に して行った行為に何らの瑕疵はない。Y2の (卒業)の認定、卒業証書の授与等公法上の

方法が考えられる。」 仮理事の選任を請求してその選任を得る等の 理事長を選任する、あるいは、……所轄庁に 選任に問題のない理事と共に理事会を構成し、 9条3項により理事の職務を行うこととして、 X1らの中から不足する人数の者が寄附行為 に正当に選任された後、退任した理事である に達しない状態にあることについては、最後 長が欠け、理事が寄附行為上必要とされる数 「次に、現在Y1学園の代表者である理事

3

影響を及ぼすという、すぐれて法律技術的な とY2らの理事就任の効力については、錯誤 けであり、法律技術的な点を一切捨象してし 件として理事を退任した、と主張しているわ 連帯保証債務を免れることを事実上の交換条 る。ごく簡単に要約すると、X1らとしては、 いるため、問題がやや複雑なものとなってい 関する別個の法律技術的な論点が加味されて いたY1学園の債務に関する連帯保証債務に となる事情として、金融機関に対して負って 論点である。もっとも、X1らの錯誤の前提 による意思表示の瑕疵や欠缺が決議の効力に 主要な判断の対象となったX1らの本件退任 という極めて複雑な紛争であるが、控訴審で による行為の違法性が一体となって争われた 本件は、経営陣の法的地位と過去の経営者

> 集めるものと思われる。 した控訴審判決の方が、その限りでは支持をよりも、本件退任が錯誤により無効であると

を表示している。 、何を発言しても原則として差し支えないは、何を発言しても原則として差し支えないは、何を発言しても原則として差し支えないにある。 、何を発言しても原則として差し支えないが、 が注目されるところである。

他方、仮に控訴審判決に従って、Y2を 理事長と選任した決議が無効とされることと 事長の職にない者が行った行為としてすべて 法律上の根拠を欠くものとなる可能性がある。 そして、理事長が学校法人の代表者である以 そして、理事長が学校法人の代表者である以

らを免責させるための単なる努力義務のみを

人が理事長として行った個々の行為のみなら

いては、生徒側がそれを有効であると要求し、

て信じていた生徒の入学選抜や卒業判定につ

では、Y2が理事長であることを過失なくし

うある意味で常識的なものであるから、X1

のみを負うことを同意するはずがない、とい

に携わらないにもかかわらず、経営上の責任

まえば、かかる主張自体は、理事として経営

ず、Y1学園が第三者との間で行った全ての 者に対し、その外見上思われた内容を前提と 思われた)ことを過失なくして信頼した第三 ば、Y2の理事長選任が有効であると外見上 には、外見上そのように思えた(本件で言え 効が及ぼす影響を実質的に止めることができ ことにより、第三者に対する理事長選任の無 題に対して、いわゆる「表見法理」を用いる もないところである。控訴審判決は、この問 争が、広範囲の関係者に対して、極めて深刻 の前提事実となるものであるから、本件の紛 は、進学・就職における制度上ないし契約上 いる。そして、生徒における学校の卒業認定 でに到る、一切の行為に及ぶ可能性を有して の募集・選抜・教育・課程認定・卒業判定ま には、教職員の採用から解雇、さらには生徒 行為に及ぶこととなり、その全ての行為の中 する効果を認める、というものであり、本件 な影響を及ぼすものであることは、言うまで る、と判示している。表見法理とは、基本的

あるかは、何とも言えないように思われる。

ような表見法理による解決がどこまで有効で

分を下していたような場合について、上記の

たような場合や、生徒に対して停退学等の処

効であるとされた以上、改めて行為全体の効 なく認められるものであり、大半の行為につ じめとする第三者の側とY1学園の側とが、 効果に影響がない、とされることとなる。 やはり正しかったと認める)限り、法律上の けたY1学園が解雇等を含む処分を下してい 事長としてのY2による決定ないし意向を受 例えば、教職員との間で労使紛争が生じ、理 て小さくないことに注意しなければならない。 力を争う、という事態となる可能性も、決し には、行為の前提となった理事長の地位が無 の効力を覆したいとの意思を有していた場合 が高い。しかしながら、関係者が過去の行為 いては、これにより混乱が避けられる可能性 論において一致している場合には、ほぼ支障 共に過去の行為の効力を維持したいという結 の代表者とする行為を追認する(後になって、 このような表見法理の考え方は、生徒をは

すなわち、Y1学園の経営権が、Y2以外の者に委ねられた後、Y2が理事長として行為とか否かは、その時点でY1学園」が追認するか否かは、その時点でY1学園の経営権を有する者の判断に委ねられる部分が大きいため、控訴審判決が暗黙のうちに前提としていめ、控訴審判決が暗黙のうちに前提としていると思われる、Y1学園の経営権が、Y2以外のらないわけである。

またはY1学園が当時におけるY2を外見上

本件は、甲事件や乙事件が併合審理されていたことから明らかなとおり、理事会における選任決議における単なる技術的な瑕疵の問題に留まらない、極めて複雑な経営をめぐる動門の独自性の維持のためには厳に慎まれるべきであるが、経営者間の紛争が生徒の教育に対して、国家や地方自治体等が場合には、生徒の教育を受ける利益を保護するために、あながち不合理であるとは言い難い。ことも、あながち不合理であるとは言い難い。本件は、甲事件や乙事件が併合審理されて本件は、甲事件や乙事件が併合審理されて

ではいう状況は、一般の取引の場合と異なり、 生徒にとっての時間の空費や心理的悪影響等、 性にとっての時間の空費や心理的悪影響等、 を派生させるものであるから、一定の試験を を派生させるものであるから、一定の試験を でないしは確認を行う手続を、法的に整備する必要性を検討することも、 のるのであるように思われる。

議論につながりうるものと考えられる。

「学校」としただし、そのような卒業認定等の手続が実ただし、そのような卒業認定等の手続が実施であるための前提には、「学校」とした。

「学校」という考え方が存在しており、これは、見方に多少の独自性があっても、最小限度の内容によっては、私立学校における教育の独自性によっては、私立学校における教育の独自性によっては、私立学校における教育の独自性によって、本件によって派生する生徒の不利益る、という側面を理論的に有することとなる。を業生の去就の問題は、単にY1学園の具体的な卒業生の去就の問題は、単にY1学園の具体的な交業生の去就の問題は、単にY1学園の具体的な交換育全体の方向性に関わる、かなり大きな校教育全体の方向性に関わる、かなり大きな校教育全体の方向性に関わる、かなり大きな校教育全体の方向性に関わる、かなり大きなが表情によりでは、